後期高齢者医療制度のお知らせ
～　保険証（被保険者証）の一斉更新について　～

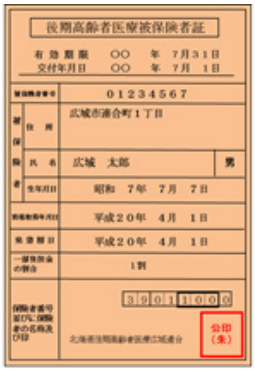
■　保険証と減額認定証が新しくなります

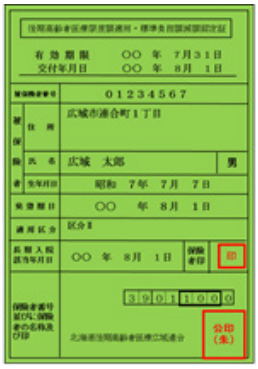
現在ご使用の「保険証」と「減額認定証」の有効期限が令和元年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証と減額認定証を交付しますので、お手元に届きましたら橙色の保険証と黄緑色の減額認定証をご使用ください。

	現　行		新　証
保　険　証	桃　色	⇒	橙　色
減額認定証	水　色	⇒	黄緑色

○　新しい証の有効期限は、令和２年７月31日までとなります。
○　紛失したときや、汚れたときは再交付しますので「としべつ窓口」までお申し出ください。





新しい保険証は橙色です　新しい減額証は黄緑色です

尚、保険証については、令和元年７月１日からご使用できます。減額認定証は、令和元年８月１日からご使用できます。引き続き交付対象となる方は保険証に同封いたしますが、新たに必要となる方はとしべつ窓口まで申請して下さい。

【問合せ】
北海道後期高齢者医療広域連合
☎ 011-290-5601
としべつ　保健福祉課　後期高齢担当
☎ 82-2780

わが町のお元気さん　No．２

中島　廣治さん（96 歳）





このコーナーでは、「生活の知恵や工夫」「介護保険サービスや地域の多様なサービス」などを利用し、自分らしく生活をされている方々を、紹介していきます！



中島さんの困り事・・・
一人暮らしなので、入浴中の事故が心配で安心して入浴できないこと、例年冬は活動が減ってしまうことへの心配がありました。

まずは
包括支援センターへ相談！
☎ 82-2780



職員と一緒に生活の目標を決めましょう！

「安全に入浴したい」「来年も畑を作りたい！」を目標にして、
①安全・安心な入浴環境の支援
②活動量や人との交流機会維持
③安全に暮らすための工夫
のサービスを受けました。

★中島さんの身体・生活状況や意向を確認したうえで、介護認定を行わなくても町の介護サービスを利用できる「総合事業」の対象となりました。

サービス利用を検討

総合事業のサービスで
◆デイサービス
◆作業療法士の自宅訪問を利用。
町独自のサービスで
◆あんしん電話の設置
◆救急カードの登録をしました。
これらの利用により、自宅生活を続ける安心感につながりました。
作業療法士からは自宅で元気に過ごすコツとして運動を助言。
介護認定を利用しなくても、町のサービスで元気に生活を続けることができます！

新たな目標設定！



今年も元気に
趣味の畑づくりを
行っています。冬
はそば会にも参加
しました！

きゅうりの花が
咲きました。
食べるのが
楽しみ♪



中島さんの目標は、
“これからもおいしい野菜を作る！”

の利用期限は2020年３月31日までです。

農業委員会



農業委員会では、8月～11月を調査期間として、優良農地の確保と遊休農地の発生防止、農地の違反転用と不法投棄の早期発見のため、農業委員が班を編成して地域ごとに巡回します。調査の際に農地へ立ち入ることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現地調査の際の立会いは必要ありません。

また、この調査により確認された遊休農地については、後日、所有者へ今後の管理意向を調査させていただき、遊休農地の解消に向けた活動に役立てます。

農地の所有者や耕作者には、農地を農地として利用する責務があります。自ら耕作できない等農地の利用でお悩みの方は、お早めに地元の農業委員または農業委員会事務局（☎82－0111）へご相談ください。

◆調査員（農業委員）は、身分証明書、緑の帽子と腕章を着用、調査車両には「農地パトロール」と書いたマグネット板をつけて農地を調査します。

■農地の転用・売買等には許可が必要です。

○農地転用の許可・届出の申請
農地を農地以外の用途（宅地、駐車場、植林、資材置き場）で使用する場合は、事前に許可を受ける必要があります。

○農地の売買・賃貸の申請
農地を耕作目的で売る・買う・借りる場合は申請が必要です。

各小中学校で「人権の花運動」が実施されました

～ささえ合う、いじめや差別のない暮らし～

5月25日から6月13日にかけて、各小中学校において「人権の花運動」として花苗の植栽が行われました。

この事業は、花の苗を児童生徒が協力し合って植え育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の尊さを実感する中で、人権尊重思想を育み情操をより豊かなものにすることを目的に実施されました。

当日の挨拶の中で、人権擁護委員から児童や生徒に対し「互いに協力して植栽を行うことにより感謝の気持ちや命の尊さを感じてもらいたい。」と、述べられました。


▲今金小学校での植栽の様子


▲種川小学校での植栽の様子


▲今金中学校での植栽の様子

今金町「ちょっと暮らし体験」

「ちょっと暮らし」体験とは、北海道への移住や二地域居住を考えている方を対象に、今金町の自然や生活環境などをご自身の目で確かめ、お試ししていただく制度です。今金町では旧美利河小学校教員住宅で実施しており、今年で6年目となります。

年間を通して体験を受付していますが、比較的過ごしやすい6月～10月頃の間に申込みが集中しています。今年度も多数のお申込みをいただいており、広報でも随時「ちょっと暮らし」体験の情報をお知らせしていきたいと思います。

■「ちょっと暮らし」体験利用状況
【旧美利河小学校教員住宅】
- 7月　1日～7月30日まで（2名）
- 8月　1日～8月31日まで（2名）
- 9月19日～9月25日まで（2名）



上記の期間に体験者の方が3組いらっしゃいます。ぜひ、見かけた際には今金町のことをお話しながら交流をしてみてください。

【問合せ】まちづくり推進課 企画政策グループ ☎82-0111

高齢者交通料金助成事業で購入されたバスカード